

第 1 号議案 神戸国際港都建設計画 区域区分の変更

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約 及び神戸市の考え方

都市計画の案に係る意見書の要旨の集約及び神戸市の考え方 目次

． 都市計画の手続きに関すること	
（１）区域区分について	1
（２）地区計画について	4
． 道路に関すること	
（１）事業区域内の主要な道路について	5
（２）天王山との道路接続について	5
（３）白水との道路接続について	6
（４）その他	6
． 事業に関すること	
（１）土地区画整理事業準備組合について	7
（２）事業計画（案）について	8
． その他	
（１）住環境，自然環境について	9
（２）白水の公園	9

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>・都市計画の手続きに関すること (1) 区域区分について 平成22年4月発行の広報紙KOBEおしらせ欄記載の「潤和山の手台地区、都市計画の案の縦覧」区域区分の変更案に異議はない。 土地区画整理事業準備組合（以下「準備組合」という）は、神戸市に準公人組織（区画整合法第74条に規定する同法第72条第一項後段に掲げる団体）と認められた団体であり、土地区画整理事業計画区域内土地所有者、64名の意見を集約し、準備組合理事長として、組合員を代表して下記理由により賛成の意見を申し上げる。 この度の都市計画変更の案は、私達地権者の財産でもあり、生活の基盤でもある所有地が、ようやく都市計画法の基本方針に定められた、秩序あるまちづくりを進めるとい骨子内容にまで土地利用計画が進み、また、土地区画整理事業の確実性が増し、事業着手も確実な段階まで到達したと監督官庁が判断したものと信じている。 準備組合としては、約20年も前から、組合事業として、公共施設の整った住環境を作りたいと区画整理事業認可計画を進めてきたが、時間経過ゆえの行政指導の変更と近隣住民の意見変化を全て準備組合が妥協し、近隣住民の意見を尊重した計画に変更しながらも、高減歩率内で財産権の確保を考慮し、事業の早期実現と確実性を重視した計画に変更、対応した。 今後、近隣地域と同じような街づくりをめざし快適なまちづくりを進めてまいりますので、準備組合員の努力と近況をご理解していただき、今までに私達が蒙った苦患等を早く回復していただき、近隣住民の方々と同等の市民として、安全で快適な日常生活が送れますように、都市計画法手続きの早期推進をお願いします。</p> <p>区域区分の変更は、当該地区における区画整理事業を加速させることになる。</p> <p>当地区の市街化区域への変更の必要性が納得できない。不要で性急な開発はやめほしい。</p> <p>開発後のビジョンが脆弱すぎる。子供の増加に伴うリスク等、多くの問題が予想できるのに、対策案がない状態である。</p> <p>市街化区域にせずに市街化調整区域の継続を要望する。</p>	<p>～</p> <p>当地区は、平成21年4月28日に告示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、計画的な市街地整備の見通しのある区域として、主に住宅市街地として整備を図ることが位置づけられています。</p> <p>土地区画整理事業準備組合（以下「準備組合」という）により、地区内の地権者の同意のもと、事業計画案が作成されています。</p> <p>なお、この事業計画案は、準備組合と周辺住民との話し合いで出された意見が考慮されたものとなっています。</p> <p>また、公共施設管理者等の関係機関との調整を経て、適正な施設の整備が確保されていることなど、計画的なまちづくりの見通しが確実となっています。</p> <p>以上のことから、当地区の市街地整備の実施の見通しが確実になると判断し、このたび、市街化調整区域から市街化区域へ編入するものです。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>都市計画の判断は住民の声は確実に反映するようお願いする。 「安全で暮らしやすい街づくり」のためには法的要件を満たしたから良いということではない。</p> <p>まず開発で森林がなくなる。そして騒音や排ガス、粉塵、自然災害、交通事故増加などの可能性、本当に完売するか分からない開発での街のゴースタウン化・地価下落、治安悪化など、多くの不安があり開発そのものの必要性が有るのかも含めて県として正しい判断をしてもらいたい。</p> <p>どうか潤和山の手台地区の区域区分の変更について住民の意見に耳を傾け、住環境を乱さない開発になる様をお願いする。もし、周辺住民の住環境を乱す開発であるのなら開発そのものの中止を視野に入れて考えてほしい。白水地区の住民全員が先行きが分からない不安な生活を送っている。</p> <p>企業側の立場（利益）でなく、現住民の視点で生活を維持出来る様をお願いする。</p> <p>平成21年3月31日の兵庫県都市計画審議会において、県の担当者は「神戸市から準備組合に対し、周辺自治会への説明を十分に実施するよう指導がなされている」と報告しているが、当時白水第8ブロック自治会と準備組合とは全く協議を行っていなかった。協議は昨年11月8日と今年2月11日の2回のみで、周辺住民が納得できる説明も合意もない現状で、事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実に変わったとして、区域区分を変更することは甚だ疑問である。</p> <p>周辺住民に全く配慮のない開発を可能とする区域変更，ならびに周辺住民が納得できる説明，合意もない現状での区域変更に反対する。</p> <p>開発地区周辺の各地区に対して，不平等な条件で開発を進めようとしている。周辺地区に対し，環境条件が平等になるように指導してください。</p> <p>苦汁を飲まされるのは開発周辺地域住民であり，開発側の私利私欲が優先されるのはおかしい。</p> <p>準備組合業務代行及び準備組合理事長，さらには準備組合の構成員である地権者の大部分の方々が当地区外に居住していると聞いている。</p> <p>即ち「非住民の営利目的」のために，「隣接する地区住民の住環境がはなはだしく毀損される構図となっている。</p>	<p>神戸市の考え方</p> <p>～</p> <p>市から準備組合に対し、事業内容について速やかに周辺住民等へ説明すること、また、周辺住民等への事業内容の説明は、専門的な用語や図面などについては、わかりやすく丁寧に説明するよう指導しています。</p> <p>市としては、準備組合と周辺自治会の双方がよく話し合ってくださいと考えるとしています。準備組合に対し、周辺住民と話し合いを行うよう指導するとともに、周辺自治会に対しても話し合いの窓口を閉ざさないようお願いしており、双方の話し合いがもたれています。</p> <p>準備組合と周辺自治会との話し合いにおいては、イメージ図や模型等を用いて事業内容を説明するなど、準備組合は丁寧に対応されています。</p> <p>また、準備組合は、話し合いにより出された意見を考慮し、天王山に接続する道路1箇所と白水に接続する道路1箇所を歩行者専用道路にするなど、事業計画案の見直しを行うとともに、引き続き周辺自治会と話し合いを続けていく意向を持っています。</p> <p>引き続き、市から準備組合に対し、周辺自治会への話し合いを十分に実施するよう指導していきます。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>兵庫県は、事業計画が具体化し、市街地整備の実施の見通しが確実となったとして、当地区を市街地調整区域から市街地区域に編入しようとしているが、本事業は周辺地域住民の意向を無視したものと判断し、都市計画手続きを進めることに断固反対する。</p> <p>県は住民からの意見書の提出があつたにもかかわらず、地区住民と準備組合の二方が話し合い解決せよと、関係ないような住民の意見（願い）を無視し、押し進めようとしている。県は日頃から言っている「良い町づくり」は出来ない。県は住民の意見（願い）を聞き入れ、我々県民の暮らしを守る責務がある。我々はこの開発は到底納得できるものではない。</p> <p>神戸市職員は市民の声に耳をかたむけず、業者よりの発言をされるのが不思議である。兵庫県として神戸市にまかせないで市民の声を県として聞いていただきたい。</p>	<p>～ 兵庫県に対する意見としてお伺いします。 なお、兵庫県に対して地元との調整状況等について報告し、対応については協議しながら進めています。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>(2) 地区計画について</p> <p>地区計画の天王山西公園に隣接した地区施設(公園)について、神戸市建設局公園砂防部計画課のご担当者が、「天王山西公園と地区施設(公園)を一体計画にせず、分離した計画で地元自治会が望むのであれば市には異存がないが、地区計画素案が出される前に分かっているならば、地区施設(公園)の位置・面積はより良い形に検討できた。」と話された。このことは、昨年11月に行われた、地区計画素案縦覧の手続きに問題がある。</p> <p>当時、準備組合は、隣接自治会と神戸市の指導により当事者間協議を継続していたにもかかわらず、自治会に計画を知らずことを遅らせ、その間に神戸市は準備組合の要望のみ聞き入れ、地区計画素案縦覧の手続きを行い、この度の地区計画の決定に至っていることは、準備組合に加担しているように取られる。</p> <p>隣接している「白水1丁目第8ブロック」の住民として意見をさせていただきます。</p> <p>当該地区の開発問題は県審議会でも大きく取り上げられ、神戸市のみならず県全体でも問題として大きく取り上げられご存知だと思いが、この開発に関して昨年10月、唐突に素案縦覧があることを知った。</p> <p>事業者や市は、同様の条件である隣接する南陽台自治会へは何度も説明会を開いており、開発に納得出来ない住民の反対の声は審議会まで上がっている。しかし、我々との説明会は1回のみで勝手な素案ができてすることに憤慨している。</p> <p>神戸市は、2009年11月、住民が準備組合と何の協議合意に達していないのを認識していながら、地区計画素案縦覧を実施した。住民からの528通にも及ぶ素案縦覧に対する意見書への具体的返事もなく、この度は地区計画案の縦覧を実施している。</p> <p>平成22年2月16日、白水第8ブロック自治会が、準備組合との第2回目の協議内容を神戸市に報告した際、担当者より地区計画縦覧のお知らせを「神戸市広報4月号」に掲載する予定であるとの話があった。</p> <p>地区計画素案に対する意見書を昨年12月8日に提出してまだ2ヶ月半しか経たない時点で、市が地区計画縦覧を決めたことは極めて性急であり、約700通の市素案に反対する周辺地域住民の意見書の重みを神戸市はどのように受け止めたのか、大いに疑問を感じざるを得ない。</p> <p>そのような不自然な状況下において、今般兵庫県が神戸市と同一歩調をとり、当該地域の区域区分を見直すことは大きな疑義が残る。</p>	<p>～</p> <p>市から準備組合に対し、事業内容については速やかに周辺住民等へ説明するように指導してきました。</p> <p>市では、計画的なまちづくりが具体化したことから、地区計画の案を作成するため、条例に基づき地区計画の素案縦覧を行いました。縦覧は、平成21年11月17日(火)～12月1日(火)に行っています。</p> <p>また、地区計画の素案縦覧にあわせて、周辺自治会に対して、このたびの区域区分、用途地域、高度地区、地区計画について説明し、意見をお聞きするため、説明会を開催しました。</p> <p>これらの手続きは、市として地権者や周辺住民の意見を広くお聞きするために行うものであり、準備組合からの要望を聞き入れ実施したものではありません。</p> <p>素案に対して寄せられた意見を踏まえ、以下の点を準備組合に指導しました。</p> <p>(1) 近隣自治会などからの意見には、誠意を持って対応するよう努めること。</p> <p>(2) 必要に応じて、造成後の断面図等を用い、分かりやすい説明を心がけること。</p> <p>(3) 天王山に接続する歩行者専用道路や白水に接続する区画道路について対応策を検討するとともに、周辺自治会等へ説明すること。</p> <p>(4) 環境アセスメントについては、面積要件により、条例に基づく実施の対象外となるが、自治会の意見や懸念事項をよく確認のうえ、検討と対応を心がけること。</p> <p>(5) これらを踏まえて、関係各課(道路・公園他)や関係機関との協議、調整を行うこと。</p> <p>準備組合は、話し合いにより出された意見を考慮し、事業計画案の見直しを行っています。なお、準備組合は周辺自治会との話し合いを続けていく意向を持たれています。</p> <p>市としては、計画的な市街地整備の実施の見込みがあるとして、平成22年4月13日(火)～27日(火)に、都市計画の案の縦覧を行いました。</p> <p>また、公園の計画については、位置、規模、構造、利用の面から、特に支障ないものと考えています。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>どうか潤和山の手台地区地区計画について住民の意見に耳を傾けて頂き、住環境を乱さない開発になる様をお願いいたします。もし、周辺住民の住環境を乱す開発であるのならば開発そのものの中止を視野に入れてお考え下さい。白水地区の住民全員が先行きが解らない不安な生活を送っております。どうか宜しくお願い致します。</p> <p>・道路に関すること</p> <p>(1) 事業区域内の主要な道路について 幹線道路は幹線道路に接続することが道路行政のあり方である。将来の周辺の開発の可能性を考えると、10～20年後を見据えた幹線道路の計画としては中途半端である。 当地区内に整備予定されている幹線道路が行き止まりになっているため、同程度の道幅をもつ他の地区の道路への接続、もしくは新規整備に向けて計画見直しをお願いする。</p> <p>(2) 天王山との道路接続について 当初の当地区と天王山地区内を繋ぐ車両通行道路は、現段階では計画変更となり、歩行者専用道路と称する幅4mの物が幅10mの天王山側主要幹線道路に接続されている。 準備組合はこの歩行者専用道路の形状及び位置の変更はないと断言しているが、現計画案は未だ正式の計画案ではないため、車両通行可能な道路への変更はあり得ると考える。 また、法的に車両通行可能な区画道路への変更案を拒否することはできないと考える。 道路仕様が変更されて提出されても、行政はそれを近隣住民に伝えることはしない等の回答を確認している。 準備組合が事業計画案の段階で、車両通行可能道路への変更は可能性が絶えず危惧される。 いかなる道路であれ道路接続は時を問わず、通過交通、騒音・排ガスによる地区内住環境の悪化、車両通行可能な道路への変更をめぐる両地区住民の紛争が懸念される。</p>	<p>神戸市の考え方</p> <p>当地区で計画されている主要な道路は、当地区で発生する交通を円滑に開発区域外道路に導く機能を有する道路であり、出合新方線との接続を確保しています。 幹線道路の機能は、出合新方線が受け持ちます。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、当該歩行者専用道路については、現在、道路管理者に移管することを前提として、準備組合と道路管理者との協議が進められています。 また、市としては、災害時や緊急避難時の通路の確保、将来お住まいになる方々の生活道路として機能するものであり、さらには、両地区のコミュニティの形成などにも役立つものとして、天王山への歩行者専用道路の接続は、必要であると考えています。 歩行者専用道路については、話し合いの経緯もあり、両地区の合意がない限り、市としては機能並びに形状及び位置を変更しません。 また、当該道路は歩行者専用道路であり、通過交通は発生しません。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>(3) 白水との道路接続について 道路の接続により交通量が増えるので、子供たちの安全を脅かす道路接続はしないでほしい。</p> <p>歩道や公園もない状態で、これ以上車の交通量が増えるのは、周辺の住民や子供にとってとても危険なので、道路接続に絶対反対する。</p> <p>近所に車いす生活の方がおられ、今現在でも朝・夕の交通量の多い時間帯には危険で、大変苦労されている。これ以上の交通量は、とても危険で見ていられない。車いす生活の方の事を考えて下さい。</p> <p>傾斜のある道で、しかも子供らが行き通う頻度が多いのに、高台と道を接続すれば大事故が起きるのは目に見えている。</p> <p>私たちの通学路を危険な道路にしないでください。 騒音、排気ガス、粉塵等により環境の悪化が生じる。現在の環境を守ろう。</p> <p>準備組合は道路接続について、私道部分については「地区外のため対処できない」と説明を繰り返しているが、私道部分は開発の地権者の土地であり地権者の意思ぐらいは説明してもよい。</p> <p>(4) その他 歩道を整備し、安心して出歩ける街づくりをお願いしたい。 もっと道路の修理とか、狭いところがあって危険が多い。</p>	<p>~</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、現在の事業計画案では、白水側に接続する道路は、新たに接続する道路が2箇所あり、その他、私道が1箇所、里道が1箇所あり、合計4箇所です。 新たな接続道路の1箇所は、歩行者専用道路であり車両通行は発生しません。残り1箇所は造成計画において地区内の既存住宅を存置し、現況地形に応じた地盤高さで造成することなどのやむを得ない事情から27戸が利用する接続道路になる事業計画(案)になっており、市としては特に支障はないものと考えています。 里道は公道であり、一般の人の交通の用に供するもので、最低幅員4mの道路として整備することが原則です。しかし、特に拡幅の必要性がないと認められる道路については、現在の道路の形状(敷地幅約1.5m)で存置する場合があります。 私道については、通行等は土地の所有者の権限になるため、現在、準備組合が私道の所有者に、地域の方々が懸念されている内容をお伝えしています。準備組合は、地域の方々と私道の所有者との話し合いのきっかけづくりは可能であると言っています。 今後も道路接続について、準備組合と周辺住民が話し合いを続けていただくことが重要であると考えています。</p> <p>道路の整備並びに維持管理に関するご要望としてお伺いしておきます。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>・事業に関すること</p> <p>(1) 土地区画整理事業準備組合について 準備組合は区画整理事業者としての的確性を著しく欠いている。 業務代行業者の信用状況に問題がある。 我々の信用調査では、業務代行業者は極めて小規模、収益性はなく、民間企業常識では、ありえぬ多額の借入れがある企業の存続性に疑義がある企業である。 当該地区の登記簿を見るに、業務代行者は、かなりの面積の土地を所有している。市街化区域変更と共に業務代行者は彼らの所有する土地を売り逃げする可能性が極めて高いと考える。 業務代行者は、過去、大規模な区画整理事業遂行経歴なく、当該区画整理事業遂行能力・専門性を持ち合わせていない。 準備組合の現理事長は、自己の所有地の所有権移転を直近の二年間で実行している。 2010年2月に開催された準備組合の白水第8ブロックへの説明会の席上、準備組合側は、白水第8ブロック住民の方から対応態度が悪いとの抗議に対し、「廊下にでるや」と連れて行かれ廊下でもめた。また、その会の終了間際に住民側が要望を読み上げていたところ、準備組合側は「ふざけるな」と机を叩く等、不適切な対応があった。2008年5月～6月頃の天王山自治会への準備組合の対応もそれに近い状況があった。 2008年9月～10月には神戸市から天王山自治会の反対運動中心者に「警察との連絡を密に」との助言もあった。 以上のことから、業務代行者及び理事長に代表される準備組合は、その事業計画遂行者として不適格と言わざるを得ない。</p> <p>準備組合は、第8ブロック自治会住民との協議に真剣に取り組むべきである。</p>	<p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、資金計画等については、土地区画整理事業の組合設立認可の際に、審査することになります。 説明会の席上において、ふさわしくない態度、言動があったことについて、準備組合に対し、誠意を持って対応することを心掛けるよう指導しました。 また、自治会に対しても、引き続き話し合いを行っていただくよう申し上げました。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>(2) 事業計画(案)について 現在の計画内容を周辺住民は納得していない。住民の声をよく聞き、納得のいく説明や具体策の提案を求める。住民に迷惑がからないよう歩み寄ってほしい。 兵庫県/神戸市の行政機関は許認可を行う責任の元、変更に対する影響分析、対策検討について業者・組合に指導すべきではないか。</p> <p>周辺自治会との話し合いの期間をもう少しいただきたい。</p> <p>白水第8ブロック自治会が懸念している具体的な項目は、 (1) 一方的な道路接続がもたらす、児童の交通事故の増加 (2) 森林がなくなった方が、雨水排水は良くなるとの準備組合の説明 (3) 森林伐採による第2神明道路の騒音、排気ガス、粉塵等の住環境の悪化をもたらす要因等について、納得のいく説明や具体策の提案、解決策は全く提示されておりません。この開発は、周辺地域のライフラインに全面的に依存した、正に「おんぶにだっこ」の安易な開発としか言いようがなく、何ひとつ周辺地域にとって良いことなどない。</p> <p>森林がなくなった場合、雨水が一気に流れてくるのではないかと心配している。</p> <p>森林伐採は、高速道路の騒音、排気ガス等により住環境の悪化は明白である。</p> <p>当地区への主要進入路は、出合新方線からの幹線道路と神戸市地区計画案では記されているが、現在まで幹線道路を含む地域の地権者と準備組合もしくは事業代行者との間で、当該地域の所有権移転＝売買契約書は交わされていない状況と聞いている。 兵庫県当局の調査を是非お願いする。 神戸市都市計画総局からは「実施の確実性に関し確認した」とは聞いているが、未だ当事者間での売買契約は交わされていない状況のようである。このような状況で神戸市がなぜ実施の確実性を確認したとして、区域区分変更を兵庫県にあげたか大いに疑念を覚える。</p> <p>最近開発された近隣の市街化区域の現状をみると、当該地区における宅地開発が、採算性の面で到底成功する見通しがあるとは思えない。</p>	<p>~</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、道路接続に関する意見に対しては、道路に関することについて記載しています。 また、当地区の流域は、北側は天上川流域、南側は伊川流域に分かれています。地区内の雨水排水の大部分は、道路側溝で集めて雨水管渠に導きます。天上川流域は、調整池を経て天上川へ放流します。伊川流域の大部分は、地区内の雨水管渠を経て、既に整備されている雨水幹線に排水する計画となっています。 当地区の計画地盤高は白水よりも高くなり、第二神明道路からの騒音の影響は、少ないものと考えます。 市から準備組合に対し、事業内容について速やかに周辺住民等へ説明すること、また、周辺住民への事業内容の説明は、専門的な用語や図面などについては、わかりやすく丁寧に説明することを指導してきました。 今後も事業内容について、準備組合と周辺住民が話し合いを続けていただくことが重要であると考えています。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、地区内の地権者の合意状況について、準備組合から報告を受けて確認しています。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。 なお、資金計画等については、土地区画整理事業の組合設立認可の際に、審査することになります。</p>

意見書の要旨の集約	神戸市の考え方
<p>工事車両の通行はとても危険であり、子供やお年寄りの命を脅かす。</p> <p>当該地区内には、広範囲の部分に弥生時代の遺跡があるとの試掘調査結果が出ている。歴史の痕跡を破壊することなく、次世代に継承していくべきである。</p> <p>小学校の状況から、市街化整備の実施の見通しが確実に変わったとはとても思えません。</p> <p>・その他</p> <p>(1) 住環境、自然環境について</p> <p>現在の景観や安全で静かな住環境を壊さないでほしい。</p> <p>当地区の山林緑地に、愛着をもって親しみ接してきた。また、この山林緑地には豊かな生態系が形成されている。我々にとってこの憩いの場が営利目的事業のために、瞬時に破壊されてしまうのは見るに耐えない。</p> <p>多くの虫や動物が生息している森を奪ってしまう計画は一から見直すべきである。</p> <p>現在の緑をたくさん残し、私たちの緑多い環境を守りたい。</p> <p>今の住みやすい自然の多い中で永く住みたい。</p> <p>これ以上、自然をなくすのは、いかがかと思う。エコの時代に自然は、子供達に残さなければならないと思う。</p> <p>過大な自然の開発は謹んで慎重に行うことが鉄則と考える。その意味でも、具体的にこの開発は、ライフラインの最小限の開発に止めるべきと考える。</p> <p>(2) 白水の公園について</p> <p>公園もなく、遊ぶ所がない。子供たちがたくさん困っている。</p> <p>おもいっきり遊べる公園がほしい。</p>	<p>神戸市の考え方</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。</p> <p>なお、工事車両は出合新方線から当地区へ直接進入する計画です。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。</p> <p>なお、事業実施にあたっては、文化財保護法により発掘調査等、適切な措置がとられます。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。</p> <p>なお、一定規模以上の住宅地の整備であれば、事業計画内に新たな学校教育施設を配置する必要がありますが、当地区の規模では、新たに小学校を配置する必要はありません。</p> <p>教育委員会では、毎年、就学対象となる児童数並びに今後の動向を把握しており、周辺の定住状況もふまえて対応していくこととなります。</p> <p>~</p> <p>当地区は、平成21年4月28日に告示した「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」において、計画的な市街地整備の見込みのある区域として、主に住宅市街地として整備を図ることが位置づけられています。</p> <p>現在の事業計画案では、事業区域内に公園を2箇所と第2神明道路側に緑地を配置する計画となっており、環境保全に配慮した計画となっています。</p> <p>今回の都市計画案に対する意見には該当いたしません。</p> <p>なお、当地区内に公園を2箇所配置する計画となっています。</p> <p>また、白水第8ブロック自治会の区域には、白水特定土地区画整理事業により計画された公園予定地があり、公園として整備される計画です。</p>